

# 消費者庁 平成 27 年度予算案について

平成 27 年 1 月  
消費者庁

## 1. 概要

- 成長戦略「日本再興戦略」が目指すように、企業収益の改善を所得や雇用の拡大につなげ、それが消費の拡大、そして更なる投資を生んで収益拡大につながるという「経済の好循環」を引き続き回転させていくため、消費者の不安の払拭、安全・安心の確保が必要。
- 今般、消費者庁創設時の基本理念に立ち返り、消費者庁創設後 5 年間の活動を対象に総点検を行い、消費者庁の組織や業務全般について課題を洗い出し、それらの課題に対応した改革の方向性を明らかにした。
- 具体的には、消費者庁が、消費者から「身近な存在」として認識され、困った時に「頼りになる存在」として機能することが必要であり、消費者問題の実情を広く知ってもらう「消費者問題の見える化」の取組の一層の推進が必要であると提言されている。
- これを踏まえ、消費者の安全・安心の確保するために昨年度取りまとめた「消費者安心戦略」を国民一人ひとりの立場に立って一層推進するため、消費者にとって「身近」で「頼りになる」消費者行政を「見える化」し、政策実現力を強化することを目指す。
- 具体的な重点事項は次ページのとおり。
- 予算額は、
  - ・一般会計と東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）の合計で、  
124.8 億円（平成 26 年度予算（122 億円）比 2.3%増）、
  - ・一般会計のみで 120.0 億円（平成 26 年度予算（114.8 億円）比 4.5%増）。

## 重点事項目次

(1)「身近な行政」の推進	P 3
○だれでもどこでも利用しやすい行政	
◆ 地域の現場における対応力の強化	
◆ 多様な担い手との連携・協働による消費者教育の推進	
(2)「頼りになる行政」の推進	P 4
①司令塔機能の強化	
◆ 事案発生時の情報収集力の強化	
◆ 施策の推進力強化や実効性確保に向けた調査体制の充実・監視体制の強化	
◆ 業務体制の改善、人材の育成・確保	
②国際化・情報化等の新たな課題への対応	
◆ 越境取引対応、国際連携等	
◆ インターネット取引関連のトラブルへの対応	
③消費者志向の事業者活動の推進	
◆ 課徴金制度導入に向けた取組	
◆ 事業者とのコミュニケーションの推進やサポート	
(3)「見える行政」の推進	P 6
○消費者行政の見える化	
◆ 被害額・回復額等の指標・データの整備、消費者行政の透明性の向上	
◆ 分かりやすい情報提供の仕組みの構築	
◆ 各種メディアとの連携、ホームページ・SNS等による情報発信機能の強化	
平成 27 年度消費者庁予算案（内訳）	P 7
「新しい日本のための優先課題推進枠」要望事項の概要	P 8

## 2. 重点事項のポイント

( )内は平成 26 年度予算額

### (1) 「身近な行政」の推進

#### だれでもどこでも利用しやすい行政

##### ○地域の現場における対応力の強化

平成 26 年 1 月に策定した「地方消費者行政強化作戦」に基づき、引き続き、消費生活センター等の新設等による消費者に身近な消費生活相談体制の下支えや、消費者問題解決力の高い地域社会づくりを推進し、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の全国的な整備を図る。

併せて、リスクコミュニケーション、消費サイドの放射性物質検査体制の整備など、東日本大震災の被災地の復興に向けた取組を引き続き進める。

また、改正消費者安全法（平成 26 年 6 月公布）に基づき、増大する高齢者、障害者等の消費者被害の未然防止を図るため、「地域の見守りネットワーク」の活動を推進し、そうした活動を地域で行う消費生活協力員等の地域のリーダーの育成を行う。

さらに、増えつつある定住外国人や平成 25 年に初めて 1,000 万人を超えた訪日外国人旅行者に対して、消費者行政に関する効果的な情報発信を行うとともに、子供の不慮の事故防止を図るための情報提供や啓発を行う。

- 地方消費者行政推進交付金<sup>注</sup> 30 億円（30 億円）
- 改正消費者安全法の施行に向けた経費 5 百万円（新規）
- 子供の不慮の事故防止 【消費者教育の推進に係る経費の内数】  
12 百万円（5 百万円）
- 国民生活センターの教育研修事業の充実・強化 【後掲】
- 消費者庁広報の推進 【後掲】

##### ○多様な担い手との連携・協働による消費者教育の推進

「消費者教育の推進に関する法律」（平成 24 年 8 月公布）や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成 25 年 6 月閣議決定）に基づき、多様な担い手との連携・協働による消費者教育を推進する。また、担い手の育成拠点として位置付けられている国民生活センター・消費生活センター等と連携して取組を進める。

- 消費者教育の推進 39 百万円（33 百万円）
- 国民生活センターの教育研修事業の充実・強化 55 百万円（新規）

注 地方消費者行政推進交付金については、本事項以外の事項にも活用できる場合がある。

また、同交付金の東日本大震災復興特別会計（復興庁に一括計上）分は 4.8 億円であり、風評被害対策として、リスクコミュニケーションを実施する事業の予算額は 35 百万円（一般会計）。

なお、同交付金の 26 年度予算額については地方消費者行政活性化交付金の額（7 頁も同様。）。

## (2)「頼りになる行政」の推進

### ①司令塔機能の強化

#### ○事案発生時の情報収集力の強化

消費者事故を防止するためには、事故情報の収集・活用が極めて重要であるが、現状では、消費者の健康被害の詳細な状況、製品のブランド・型式等に関する事故情報が十分に収集できていない。このため、事故情報の収集・活用の能力・体制を強化すべく、地方公共団体等からの事故情報の収集・活用の在り方について調査・検討を行う。

- 事故情報の収集・活用の強化に関する調査 5百万円（新規）

#### ○施策の推進力強化や実効性確保に向けた

##### 一調査体制の充実

消費者意識の調査や、消費者行動等に関する定量的・定性的情報の収集など、消費者事故・トラブル等に関する分析の機能を充実させるとともに、生活関連物資の価格動向に関する物価モニター調査を引き続き行う。

また、製品の使用実態等も含めた消費者事故の原因究明や情報収集に係る体制の強化など、消費者安全調査委員会による生命身体事故の調査業務の改善を行う。

- 消費者事故、トラブル等に関する分析機能の強化等 9百万円（9百万円）
- 消費者被害に関する数値指標の整備に関する検討 【後掲】
- 物価モニター調査 2.8百万円（3.2百万円）
- 生命・身体分野の消費者事故調査等 8.8百万円（9.7百万円）

##### 一監視体制の強化

平成25年の食品表示等の不正事案の多発を受け、関係機関との連携を含む改正景品表示法（平成26年6月公布）の適切な執行や、一般消費者に「食品表示モニター」を委嘱することによる身の回りの食品表示の監視を行う体制を構築する。

また、食品表示法（平成25年6月公布）や食品の新たな機能性表示制度が施行された後、市場調査を含めたフォローアップや、商品の収去や成分分析を含む違反事件調査等による適切な執行を行う。

さらに、引き続き、消費者トラブルを防止するために不公正な勧誘行為等を取り締まる特定商取引法の適正な執行を図る。

- 景品表示法違反事件調査 4.3百万円（5.1百万円）
- 食品表示に関する違反事件調査等（食品表示モニター制度を含む。） 1.7百万円（1.0百万円）
- 新たな食品表示制度の適正化・充実 2.5百万円（新規）
- 特定商取引法の適正な執行 2.3億円（2.3億円）

## ○業務体制の改善、人材の育成・確保

消費者庁の業務体制の改善やワークライフバランスの実現に向けたテレワークの推進や、消費者庁職員を消費者行政の専門家として育成するため、海外派遣を含む各種研修等を行う。

- テレワークの推進 100万円（新規）
- 海外消費者行政担当部局（米国F T C等）への海外派遣 400万円（新規）
- 国民生活センターの教育研修事業の充実・強化 【再掲】

## ②国際化・情報化等の新たな課題への対応

### ○越境取引対応、国際連携等

経済のグローバル化に伴い、越境トラブルが増加傾向にあることを受け、消費生活相談等の知見やノウハウを有する国民生活センターにおいて、越境トラブルに係る相談体制を構築する。また、越境トラブルに関する海外提携先機関の増加を図るため、諸外国における消費者相談の体制整備を促すなど、国際連携を進める。

- 国民生活センターにおける越境消費者トラブルへの対応 860万円（新規）
- 越境取引に関する消費者相談の海外展開 1400万円（新規）
- 海外消費者行政担当部局（米国F T C等）への海外派遣 【再掲】

### ○インターネット取引関連のトラブルへの対応

新たなインターネット関連の技術やサービスの出現により高度化・複雑化する消費者取引に対して、迅速な対策を講じるため、その実態を把握するとともに、今後発生し得る消費者トラブルの芽を早期に発見し、その潜在的なリスクを分析するための調査を実施する。

- 新たなインターネット技術・サービスに係る消費者トラブルの動向調査 200万円（新規）

## ③消費者志向の事業者活動の推進

### ○課徴金制度導入に向けた取組

景品表示法の一部を改正する法律（平成26年11月公布）により導入されることとされた、景品表示法における課徴金に係る制度の普及啓発等を行う。

- 改正景品表示法や課徴金制度に係る普及啓発等 500万円（新規）

### ○事業者とのコミュニケーションの推進やサポート

平成25年の食品表示等の不正事案の多発等を受け、事業者のコンプライアンス（法令遵守）意識の欠如が指摘されたところ、事業者のコンプライアンスや消費者問題への理解を促進するため、消費者志向の強化に向けた経営者層の意識醸成、優良事例の発掘等、事業者に対する啓発や事業者とのコミュニケーションを推進する。また、公益通報者保護制度の施行状況等を調査するとともに、その在り方について検討を行う。

- 消費者志向の事業者活動の推進 700万円（新規）
- 改正景品表示法や課徴金制度に係る普及啓発等 【再掲】
- 公益通報者保護制度の施行状況に関する調査等 600万円（新規）

### (3)「見える行政」の推進

#### 消費者行政の見える化

##### ○被害額・回復額等の指標・データの整備、 消費者行政の透明性の向上

消費者問題を的確に把握するため、消費者被害・トラブル額の推計方法の改良に向けた調査を行う。また、消費者行政の透明性の向上を図るため、消費者政策を検証・評価するために有益な数値指標の在り方等について検討を行う。

- 消費者被害に関する数値指標の整備に関する検討 9百万円（9百万円）

##### ○分かりやすい情報提供の仕組みの構築

消費者教育やリコール等に関する情報伝達手段（ツール）の充実、関係機関等にまたがっている食品関係の専門的相談体制等の整理・明確化など、分かりやすい情報提供の仕組みを構築するとともに、食品表示法に基づく栄養表示、アレルギー表示等に関する普及啓発を推進する。

- 消費者教育ポータルサイトの改修 【消費者教育の推進に係る経費の内数】  
8百万円（新規）
- リコール品の追跡・周知手法の調査 4百万円（新規）
- 食品の安全・安心に関する総合的情報提供 4百万円（新規）
- 新たな食品表示制度の適正化・充実 【再掲】

##### ○各種メディアとの連携、 ホームページ・SNS等による情報発信機能の強化

メディア等を含めた国民に正確で分かりやすい情報を提供するため、各種メディアとの連携を行うとともに、外国語による注意喚起や公表資料を充実し、ホームページ・SNS等による情報発信機能を強化するなど、更なる広報ツールの開発・充実に取り組む。

- 消費者庁広報の推進 48百万円（69百万円）

## 平成 27 年度消費者庁予算案（内訳）

（単位：百万円）

項 目 別	26年度 予算額	27年度 予算額	比較 増減額
<b>【消費者庁政策費】</b>			
○消費者行政の企画立案	77	72	△5
○インターネット取引に関する調査	62	34	△28
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	31	28	△3
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	55	46	△9
○公益通報者保護の推進	24	26	2
○個人情報保護の推進	24	18	△6
○地方消費者政策の推進（地方消費者行政推進交付金以外）	154	167	13
○地方消費者行政推進交付金 （国と地方の連携による先駆的プログラムを含む）	3,000	3,000	0
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	47	46	△1
○消費者政策の企画立案のための調査等経費	82	75	△7
○物価対策・事業者連携の推進	54	58	4
○消費者安全に関する啓発の推進	29	39	10
○消費者の安全確保のための施策の推進	118	108	△10
○消費者事故調査等の推進	97	88	△9
○消費者取引対策の推進	234	231	△3
○消費者表示対策の推進	154	163	9
○食品表示対策の推進	180	146	△34
<b>【復興特別会計】</b>			
○食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	18	0	△18
○被災4県の消費者行政への支援（地方消費者行政推進交付金）	699	482	△217
<b>【その他】</b>			
○国民生活センター運営費交付金	2,717	2,851	134
○消費者庁人件費	2,540	2,692	152
○消費者庁一般行政経費 （うち中央合同庁舎第4号館への移転に係る費用）	1,805 (132)	2,111 (455)	306 (323)

<b>消費者庁合計額</b> （※復興庁一括計上分を含む）	義務的経費	3,221	3,680	459
	裁量的経費	8,263	8,319	56
	東日本大震災復興特別会計	717	482	△235
	<b>合計（一般会計＋復興特別会計）</b>	<b>12,201</b>	<b>12,482</b>	<b>281</b>
	（うち一般会計）	11,484	11,999	515

## 「新しい日本のための優先課題推進枠」要望事項の概要

(単位:百万円)

項目別事業名	要望額
<b>インターネット取引に関する調査</b>	
新たなインターネット技術・サービスに係る消費者トラブルの動向調査	20
越境取引に関する消費者相談の海外展開に要する経費	14
<b>公益通報保護の推進</b>	
公益通報制度の施行状況に関する調査等	6
<b>地方消費者政策の推進</b>	
改正消費者安全法の施行に向けた経費	5
<b>地方消費者行政推進交付金</b>	
地方消費者行政推進事業	3,000
<b>消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</b>	
消費者教育ポータルサイトの改修	8
子供の不慮の事故防止	7
<b>物価対策・事業者連携の推進</b>	
物価モニター調査	28
消費者志向の事業者活動の推進	7
<b>消費者安全に関する啓発の推進</b>	
食品の安全・安心に関する総合的情報提供	4
<b>消費者の安全確保のための施策の推進</b>	
事故情報の収集・活用の強化に関する調査	5
リコール品の追跡・周知手法の調査	4
<b>消費者表示対策の推進</b>	
家庭用品品質表示制度の見直しに要する経費	9
改正景品表示法や課徴金制度に係る普及啓発等	5
食品表示モニター制度	7
<b>食品表示対策の推進</b>	
新たな食品表示制度の適正化・充実に係る経費	25
<b>国民生活センター運営費交付金</b>	
教育研修事業の充実・強化	55
越境消費者トラブルへの対応	86
<b>合 計</b>	<b>3,293</b>



# 平成 27 年度 消費者庁職員の増員等について

平成 27 年 1 月

消費者庁

## 1. 概要

- 「消費者安心戦略」を国民一人ひとりの立場に立って一層推進するため、消費者庁創設後 5 年間の活動の総点検を踏まえ、消費者にとって「身近」で「頼りになる」消費者行政を「見える化」し、政策実現力を強化するために必要な機構・定員を確保。
- 機構については、企画官（事故調査担当）を新設。  
定員については、今年度比 8 人増（増員 13 人、減員 5 人）を措置。（消費者庁定員：平成 26 年度末 301 人→平成 27 年度末 309 人）

## 2. 職員の増員等

### <機構>

- 参事官 1 の時限延長〔政令〕
- 企画官（事故調査担当） 1 の設置〔内閣府令〕  
（総務課企画官 1 及び消費者制度課企画官（個人情報保護担当） 1 の振替廃止）  
〔内閣府令〕

### <定員>

- 13 人増員（恒久定員増員 12 人、時限付定員増員 1 人）
- 5 人減員（合理化減 2 人、個人情報保護委員会（仮称）への振替減 3 人）  
→差引き 8 人増 ※その他、時限延長 2 人

### （主な内容）

- 地域の現場における対応力の強化
  - ・改正消費者安全法の施行に向けた相談員資格試験制度の運用 1 名
- 施策の推進力強化や実効性確保に向けた
  - －調査体制の充実
    - ・事故調査体制の充実 1 名
  - －監視体制の強化
    - ・改正景品表示法の施行のための執行体制の構築 4 名
    - ・家庭用品品質表示法に関する規制改革対応 1 名
    - ・食品表示法や新たな機能性表示制度の施行のための執行体制の構築 5 名
- その他 1 名